

仕 様 書

1 事業名

広島市民病院の職員に良質な食事を提供する事業

2 事業概要

(1) 施設概要（食堂等の平面図については、別添のとおりである。）

施設名	広島市立広島市民病院	
建物・階	中央棟・東棟 10階	
所在地	広島市中区基町7番33号	
床面積	客席	296 m ²
	厨房等	297 m ²
	ホットスペース	165 m ²

(2) 契約形態

固定資産の貸付

(3) 貸付の期間

貸付許可した日から2年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、当院に申請書を提出し、貸付期間の更新の許可を受けることにより、期間満了後引き続き1年間営業することができ、以後も同様とする。

(4) 貸付許可の取消し

運営事業者が次に掲げる事項に該当する場合は、貸付許可を取り消すことがある。

- ア 使用財産を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- イ 不正の手段をもって貸付許可を受けたとき。
- ウ 地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領又は許可の条件に違反したとき。
- エ 故意又は過失により貸付財産を荒廃させ、又はき損したとき。

(5) 原状回復

運営事業者は、貸付許可の期間が満了したとき、又は貸付許可が取り消されたときは貸付許可物件を原状に回復して当院の指定する期日までに返還しなければならない。

2 用途の指定等

(1) 用途の指定

- ア 貸付財産は、職員食堂及びこれに付随する業務として利用するものとし、下記の営業条件等を遵守すること。
- イ 現状の使用状況等については、現職員食堂の運営実績（別紙1）を参照のこと。

(2) 指定した用途以外の利用

- ア 指定した用途以外に貸付許可物件を使用することは認めない。
- イ 指定した用途の範囲内において、営業時間の拡大等の利活用は可能であるが、予め当院と協議すること。

3 営業条件等

(1) 営業条件

事項	条件等
営業日	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 6 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までを除く日。
営業時間	営業日の 11 時～15 時を必須とする。
メニュー	運営事業者に一任する。 ※ 現職員食堂の運営実績（別紙 1）を参照のこと。
価格	
調理方法	
販売・精算	運営事業者に一任する。
その他	・調味料及び湯茶の提供を行うこと。 ・酒類の販売・提供は禁止する。

(2) 食堂施設の使用条件等

ア 厨房設備・備品等

厨房設備・厨房備品及び客席・テーブル等（消耗品を除く。）は、当院所有のものを使用することができる。ただし、その使用に当たっては、日常的な手入れを行うなど適切に取り扱うこと。なお、当院が所有する厨房設備や備品等が使用不能となった場合は、運営事業者の過失がない限り当院が修繕等を行う。不足しているものなど、疑義がある場合は、当院と運営事業者で協議するものとする。ただし、運営事業者自らが用意することを拒むものではない。

イ 食堂で使用する食器類は当院が用意する。

ウ 食堂の運営に当たり、必要となる資格者（調理士・栄養士など）は、すべて運営事業者の責任と負担で対応すること。

エ 衛生管理

運営事業者は、食堂における衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、すべて運営事業者の負担と責任において対処すること。

オ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

① 運営事業者が実施する管理項目

次の管理は運営事業者において実施すること。

施設等の管理項目		頻度（予定）
施設	生ごみ・塵芥処理	毎日
	厨房内清掃	毎日
	グリストラップ清掃（油の除去）	毎日
	ティーサーバーの管理	毎日
衛生	食品衛生法関係の許可届出等	必票に応じて
	従業員の健康診断と検便	健康診断：年 1 回、検便：年 6 回

② 当院が実施する管理項目

次の管理は当院が実施する。実施の際は協力すること。

施設等の管理項目		頻度（予定）
電 気	消防用設備点検	年2回実施
	絶縁測定	年1回実施
機 械	法定ガス点検	年1回実施
	水質検査	年1回実施
そ の 他	建築物法定点検	年1回実施
	消防訓練（通報訓練・避難誘導訓練等）	年1回以上実施
	消防・保健所等の査察	適時
	グリストラップ特殊清掃	年1回以上
	害虫駆除（防虫・防鼠対策）	年1回以上
	窓ガラス清掃	年1回以上

(3) 委託等の制限

運営事業者は、本事業を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により当院の承認を受けた場合は、この限りではない。

(4) 譲渡又は転貸の禁止

運営事業者は、本事業に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は承継させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

(5) 食材等の搬入・搬出・運搬

運営事業者は、関係法規を厳守するとともに、当院の指示に基づき、荷物の搬入・搬出・運搬を行うこと。

(6) 保険

運営事業者は、食中毒に係る賠償責任保険に加入するものとする。

(7) 禁煙

全席（敷地内）禁煙とする。

(8) 連絡体制

営業開始前及び変更の都度、通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を通知すること。

(9) 清掃、ごみ処理

運営事業者は、厨房等を清潔に保つこと。

(10) 打合せ等

運営事業者は、事業の遂行にあたり、定期的に当院と打合せを行うものとする。

(11) 研修計画

運営事業者は、安心・安全で良質な食事を提供する観点から、従業員の研修を定期的に行うこと。

(12) 情報の適正な管理

運営事業者は、本事業を通じて知り得た情報を貸付許可の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。貸付許可終了後もまた同様とする。

(13) 個人情報の保護

運営事業者は、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 15 年広島市条例第 57 号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(14) 業務の履行に関する措置

当院は、本事業を履行するに当たって、著しく不相当と認められるときは、運営事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

運営事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、当院の指示に従い、必要な措置を講じるものとする。

(15) 損害の発生等

運営事業者の責めにより第三者に損害を与えた場合は、運営事業者の責任及び負担において解決するものとする。

(16) 貸付許可終了時の引継ぎ

運営事業者は、本事業が終了したときは、速やかに施設を原状回復し、当院に対して円滑に施設を引き渡すものとする。

4 その他

(1) 従業員の通勤

従業員の通勤は、原則として公共交通機関を利用するものとする。

(2) 自動販売機

貸付許可物件のエリア内に自動販売機を設置することを認める。設置する場合は、台数や場所等について、事前に当院の承認を受けること。

(3) 使用を制限された場合等の措置

大規模災害時や建物の修繕・改修工事のために、一時的に貸付許可物件の使用ができない場合は、その期間中の光熱水費は徴収しない。また、当院の都合により、食堂を廃止することとなった場合には、事前に協議のうえ、貸付許可を取り消すことがある。なお、これらに伴う営業補償を求めることはできない。

(4) その他

この仕様書に定めるもののほか、事業の実施に関し疑義があるとき、または仕様書について疑義が生じたときは、双方協議のうえ、解決するものとする。